申込要領

1. 送付書類

(1) 会員外利用申込書類(下記一式セット)を郵送します。

【送付書類】

- ① 申込要領(本紙)
- ② 指定流通機構利用申込書、誓約書
- ③ 公益社団法人近畿圈不動産流通機構「会員外利用事業者利用規程」、「同利用契約約款」 2 通
- ④ 公益社団法人近畿圏不動産流通機構「業務方法書」、「倫理規程」、「レインズ利用規程」、「レインズ利用ガイドライン」

⑤ 物件情報の登録申込書(別紙1-(1))⑥ 物件情報の変更申込書(別紙1-(2))

⑦ 指定流通機構物件情報の登録・変更用紙

a. 各種別登録・変更申込書 (別紙1-1~10)

⑧ 登録済証 (サンプル)(別紙2)⑨ 登録物件の成約・削除届出書(別紙3)

⑩ 物件情報の提供(検索)申込書 (別紙4)

① 指定流通機構物件情報の提供用紙

a. 売物件情報の提供申込書 (別紙4-1)b. 賃貸物件情報の提供申込書 (別紙4-2)

② 流通機構の諸規程違反に基づく処分基準 (別紙5)

(3) 商号・代表者・事務所所在地等変更届出書

⑪ 指定流通機構会員外利用事業者利用契約解除申出書

2. 利用契約の申込

(1) 利用申込に必要な書類等を簡易書留郵便で郵送して下さい。

【必要書類】

- ① 指定流通機構利用申込書、誓約書
- ② 「会員外利用事業者利用規程」、「同利用契約約款」に記名、押印(社印・代表者印)、契印したもの2通
- ③ 都道府県知事または国土交通大臣発行の免許業者証明書 (発行から3カ月以内)
- ④ 商業登記簿謄本 (法人のみ) ("
- ⑤ 返信用封筒2通(84円切手添付1通、435円切手添付(角2封筒)1通、各宛名明記)
- (2) 資格審査結果通知書を郵送します。
- (3)審査結果通知書着後、指定の銀行口座に基本利用料金10万円を振り込んで下さい。
- (4) 入金確認後、領収書及び指定流通機構利用承諾書、「会員外利用事業者利用規程」、「同利用 契約約款」を郵送します。

- 3. 物件情報の登録の申請
- (1) 登録利用料金(1件:11,000円)を指定口座にお振込の上、以下の書類等を簡易書留郵 便で郵送して下さい。

【必要書類】

① 物件情報の登録申込書

(別紙1-(1))

② 指定流通機構物件情報の登録・変更用紙

(別紙 $1-1\sim10$ の該当するもの)

- ③ 物件図面 (A4またはB4サイズ)
- ④ 媒介契約書又は代理契約書の写し(売主のときは登記簿謄本の写し) 賃貸物件の場合は、媒介契約書または依頼書等の写し
- ⑤ 返信用封筒(84円切手添付、宛名明記)
- ⑥ 登録利用料金(1件:11,000円)の振込控えの写し
- (2) 登録証明書及び登録利用料金の領収書を郵送します。 登録証明書受領証を同封しますので、返送して下さい。
- 4. 登録物件情報の変更、削除の申請及び成約報告の通知
- (1) 登録物件の変更、削除及び成約報告が発生した場合、以下の書類等を簡易書留郵便で郵送して下さい。

【必要書類】

① 物件情報の変更申込書

(別紙1-(2))

または登録物件の成約・削除届出書

(別紙3)

- ② 指定流通機構物件情報の登録・変更用紙
- (別紙1-1~10の該当するもの)
- ③ 媒介(代理)契約書の写し等、変更事由を示す書面 … (変更の場合)
- ④ 変更後の物件図面 (A4またはB4サイズ)
- ⑤ 返信用封筒(84円切手添付、宛名明記)
- (2)変更、削除及び成約登録証明書を郵送します。 各種証明書受領証を同封しますので返送して下さい。
- 5. 物件情報の提供(検索)の申請
- (1)検索利用料金(検索1回:6,000円)を指定口座にお振込の上、以下の書類等をFAX、 簡易書留郵便又は電子メールで送付して下さい。

【必要書類】

① 物件情報の提供(検索)申込書

(別紙4)

② 指定流通機構物件情報の提供用紙

(別紙4-1または2の該当するもの)

- ③ 検索利用料金 (検索1回:6,000円) の振込控の写し
- (2) 該当する物件情報の一覧を電子メール又はファクシミリで送付します。 また、検索利用料金の領収書を郵送します。

- 6. 商号・代表者・事務所所在地等変の更届
- (1) 各種変更の申込に必要な書類等を簡易書留郵便で郵送して下さい。

【必要書類】

- ① 商号·代表者·事務所所在地等変更届出書
- ② 所轄庁への変更届 (写し)
- (2)変更登録後の詳細を郵送します。

7. 利用契約の解除

(1) 利用契約の解除に必要な書類等を簡易書留郵便で郵送して下さい。

【必要書類】

- ① 指定流通機構会員外利用事業者利用契約解除申出書
- ② 返信用封筒(84円切手添付、宛名明記)
- (2) 指定流通機構会員外利用事業者利用契約解除承諾書を郵送します。

8. 諸注意事項

- (1) 物件情報の提供(検索)を除き、受付は<u>書留郵便のみ</u>です。その他の方法では受付いたしません。
- (2) 利用申込は、事業所毎に行って下さい。
- (3) 媒介契約を締結する前に、機構の利用申し込みをしておくことが原則となります。 利用申し込みの手続きが完了する前に専属・専任契約を締結した場合、法律の期限内に登録 できるとは限りません。
- (4) 振り込まれた基本利用料金及び登録利用料金、検索利用料金は理由の如何を問わず返金いたしません。
- (5) 提出された書類等は返却いたしません。
- (6) 基本利用料金及び登録利用料金、検索利用料金の払い込みは指定の銀行振込以外では受け付けません。(振込手数料の負担をお願いします。)
- (7) 必要書類等に不備が認められた場合は、機構は登録及び提供業務を行いません。
- (8) 簡易書留郵便以外の方法で発送された書類等については、機構は一切の責任を負いません。
- (9) 指定流通機構の利用の範囲 会員外利用事業者利用規程に基づく範囲
- (10) オンライン (ファクシミリ及びパソコン) による機構の利用はできません。
- (11) 下記の各社団法人に加入している場合は、指定流通機構の会員となりますので、この申し込みはできません。
 - ・公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会の各都道府県宅地建物取引業協会
 - ·公益社団法人全日本不動産協会
 - 一般社団法人不動産流通経営協会
 - · 一般社団法人関西住宅産業協会
 - ·一般社団法人近畿住宅産業協会
- (12) 物件情報の登録用紙及びその他の届出書は複写(コピー)してご利用下さい。

以上